

理工情報生命学院システム情報工学研究群における学位論文（課程博士）審査実施要項

（ 令 和 2 年 7 月 1 4 日 ）
理工情報生命学院運営委員会

（趣旨）

- 1 この要項は、理工情報生命学院における学位論文審査細則（令和2年学院部局細則第17号。以下「学院細則」という。）の規定に基づき、理工情報生命学院システム情報工学研究群（以下「本研究群」という。）における学位論文（課程博士）審査等の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（予備審査）

- 2 研究指導教員は、学位申請に関して学位プログラムが定める手続きに従い、学位プログラムリーダーに予備審査の実施を申請する。
- 3 学位プログラムリーダーは、学位プログラムの規定に基づいて予備審査を実施し、合格と判定された者についてその結果を予備審査報告書（別記様式第1号）により、システム情報工学研究群長（以下「研究群長」という。）に報告する。
- 4 予備審査合格判定の有効期間は、予備審査の実施日から1年間とする。
ただし、学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）において不合格とした学位論文を再審査する場合の予備審査の取扱いについては、あらかじめ学位プログラムにおいて当該予備審査が有効であることの確認を行い、システム情報工学研究群運営委員会（以下「研究群運営委員会」という。）の承認を得るものとする。

（学位論文審査の願出）

- 5 学院細則第3条の要件を満たした者は、学位論文に以下の書類を添え、研究群長が指定する提出期限までに提出する。
 - （1）学位論文審査願（別記様式第2号）
 - （2）論文概要（別記様式第3号）
 - （3）論文目録（別記様式第4号）
 - （4）履歴書（別記様式第5号）
 - （5）インターネット公表に関する申出書（別記様式第6号）
 - （6）論文公正に関する確認書（別記様式第7号）
- 6 前項第3号に規定する論文目録に記載する参考論文は、学位申請者の総ての印刷公表済みまたは採録決定した査読付き学術論文とする。
- 7 学位論文の提出期限は研究群運営委員会で決定し、年度当初に公示する。

（学位論文の受理と審査委員会の設置）

- 8 研究群長は、研究群運営委員会の議を経て、学位論文受理の可否及び審査委員会の設置を理工情報生命学院院长（以下「学院院长」という。）に発議する。

（審査の公開）

- 9 学位プログラムリーダーは、公開審査の日時、場所及び方法等を決定し、申請者に通知する。
- 10 研究群長は、公開審査の日時、場所等を公表する。なお、公開審査の公表から実施までには、原則として1週間以上の周知期間をおくものとする。

（学位の認定）

- 11 審査委員会の主査は、所定の期日までに学位プログラムリーダーに審査結果を報告する。
- 12 学位プログラムリーダーは、学位プログラムの規定に従い承認した審査結果を別記様式第8号により、研究群長に報告する。

- 13 研究群長は、学位プログラムリーダーの審査結果報告に基づき、研究群運営委員会の議を経て、学術院長へ課程修了及び学位授与資格の認定を発議する。

附 記

この要項は、令和2年7月14日から施行し、同年4月1日から適用する。